

派遣労働者のキャリア・コンサルティングに関する規定

第1条（定義）

「キャリア・コンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。

第2条（キャリア・コンサルティングの相談窓口の設置）

1 キャリア・コンサルティングの相談窓口には、次のいずれかに該当する担当者を配置する。

- (1) キャリア・コンサルタント(有資格者)
- (2) キャリア・コンサルティングの知見を有する者
(職業能力開発推進者、3年以上の人事担当の職務経験のある者等)
- (3) 派遣先との連絡調整を行う営業担当者

2 相談の受け付けは、事業所内に相談窓口を設置するほか、次のいずれかの方法により、雇用するすべての派遣労働者が利用できるものとする。

- ① 電話による相談の受付
- ② E-mail での相談の受付

3 キャリア・コンサルティングは偶数月に1回（原則第2木曜日）実施するほか、必要に応じて派遣労働者の希望に応じて実施する。

第3条（キャリア・コンサルティングの担当者の職務）

キャリア・コンサルティングの担当者は、第1条の相談に応じ、助言及び指導を行うことを職務とする。また、その相談の機会を利用して、継続就業の希望や、雇用安定処置の希望内容（派遣先への直接雇用、新たな派遣先での就労等）について、把握に努めるものとする。

附則 この規定は、平成28年10月1日から実施する。